

一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

登 録 細 則

第 1 条 (目的)

定款第 40 条に基づき、定款第 41 条の登録に関する細部を規定する。

第 2 条 (登録及び登記)

- (1) 本連盟の登録とは、加盟団体（チーム）及びそれに所属する会員（監督・コーチ・選手等）の登録をいい、毎年更新するものとする。
- (2) 加盟団体は毎年 4 月 30 日まで所定の手続きを終えなければならない。
- (3) 会員は、自ら所属する加盟団体の統括地域内に、居住、勤務あるいは通学する者でなければならない。ただし、居住地、勤務地あるいは通学地のいずれにも適合する加盟団体がないときは、自己の意思により他の加盟団体により登録ができる。
- (4) 外国籍を有し、かつて外国の連盟に所属していた選手の登録は、国際アイスホッケー連盟（IIHF）の指定する手続きを経て、（公財）日本アイスホッケー連盟の承認を受けて手続きをしなければならない。
- (5) 外国籍を有する選手を含むすべての会員は、本連盟の主催する競技会及び諸行事への参加について、本連盟の拘束を受けるものとする。

第 3 条 (登記会員)

札幌市（アイスホッケー連盟の組織されていないその近郊を含む）に居住または勤務するもので、アイスホッケー・インラインホッケー競技を愛好し、かつ加盟団体の登録会員でないものは、理事会の資格審査を経て、登記を行うことができる。

申請者は毎年 4 月 30 日までに所定の手続きを終えねばならない。

第 4 条 (登録、登記の効力)

前 2 条の期日を過ぎて手続きを行った加盟団体及び会員の登録、登記は、本連盟から（一財）北海道アイスホッケー連盟への手続き完了の日の 10 日後から有効となる。

第 5 条 (登録料及び登記料)

登録料および登記料は別表の通りとし本連盟に納めなければならない。

第 6 条 (会員の所属加盟団体)

会員が所属する加盟団体は、オールドタイマーを除きいかなる場合も 1 つに限られる。

- (1) スタッフとして複数の加盟団体に重複登録する場合は、1 名につき 1 回のみの課金とする。なお、登録料は最初に登録申請した加盟団体を課金

対象とする。

- (2) ただし、競技会への参加申込に際して、本連盟の会員であり、又当該競技会の主催団体及び所属加盟団体の認可があれば、他の加盟団体のチーム役員の任に当たることができる。

第7条（登録申請）

登録申請は加盟団体ごとに、登記登録申請は個人により、所定の登録用紙に会員名その他を記入し本連盟へ提出する。

第8条（所属団体の変更）

- (1) 会員が、年度途中又は年度当初の登録更新にかかわらず、所属加盟団体を変更しようとするときは、その所属する加盟団体の承諾を得なければならない。会員の移動で加盟団体が変わる場合は、新所属団体へ前所属加盟団体の「登録変更承諾書」を提出しなければならない。
- (2) 年度内移籍の場合は、別途移籍手数料が課金される。
- (3) 前加盟団体が承諾書の発行を拒み、此れを不当と考える会員は本連盟へ提訴することができる。
- (4) いずれの場合も、変更が成立した場合、前所属加盟団体の登録は直ちに削除されなければならない。
- (5) 学校の卒業による登録変更の場合は本条（1）項の手続きを省略することができる。

第9条（資格取り消し）

会員が（公財）日本アイスホッケー連盟・スポーツマン綱領に違反した場合、直ちに登録を取消す。

第10条（登録規定違反）

会員が第2条に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止または保留処分を課すことがある。

第11条（登録審査委員会）

- (1) 登録に関する一般的な問題は連盟審議委員会で処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。
- (2) 登録審査委員会は専務理事、審議委員長及び会長指名の3名の理事で構成し、審議委員長が議長となる。

第12条（プライバシーポリシー）

本連盟のプライバシーポリシーについては、上部団体（一財）北海道アイスホッケー連盟のプライバシーポリシーに準拠する。